

土地改良施設機能更新等円滑化対策事業（継続）

【222（240）百万円】

対策のポイント

より円滑な土地改良施設の更新・整備及び管理を図ります。

（土地改良施設の更新・整備及び管理）

土地改良施設における農業水利施設は、農業用水路だけでも、全国約40万kmの延長になるなど、重要な社会資本を形成しており、食料の安定的な供給のために不可欠な水の供給を行うため、その機能を適切に維持・保全し、次世代へ継承していくことが重要な課題となっています。

政策目標

農地、農業用水等の整備・保全

－農地、農業用水等の整備・保全を達成するための土地改良事業を後押し－

<内容>

円滑な土地改良施設の更新・整備及び管理に資するため、以下の調査等を効率的かつ一体的に行います。

（1）基幹的施設の耐震設計にかかる調査

既存の基幹的施設について、耐震強度にかかる情報収集等を行うとともに、大規模地震により被災した場合、周囲に大きな損害を与えることが考えられる重要度の高い施設については、効率的に補修、補強を行うための工法の調査、検討等を行います。

（2）簡易補修等で機能回復を適切に行うための調査

適切に施設の機能回復を図るための簡易な補修、補強、更新を行うものについて、土地改良区等が実施可能な範囲と工法の調査、検討等を行います。

（3）国有土地改良財産に関わる権利者及び土地利用状況調査等

地上権設定等に係る土地権利者、土地利用状況等の情報を把握して、今後の事業構想段階へ反映させる権利調整手法の検討を行うほか、土地改良施設用地に係る境界紛争（一例）等に対処するための法律相談事業等を行います。

<事業実施主体等>

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 事業実施主体 | 民間団体 |
| 2. 補助率 | 定額 |
| 3. 事業実施期間 | 平成18年度～平成22年度 |

【担当】農村振興局設計課施工企画調整室

瀬戸・米田・安井・石上（03）3591-5798（直）

農村振興局設計課

西村・大西（03）3502-6205（直）